



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

ID 9299985876

▽福祉課 臨時特別給付金事務局 (TEL 23・7693)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしを支援するため給付金を支給します。

対象 次のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯

広報ほのか3月号をご覧ください。

②家計急変世帯

令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見

受給には手続きが必要です

申請書を郵送(〒441-1392福祉課 臨時特別給付金事務局宛)で提出してください。

申請期限 9月30日(金)(家計急変世帯)

その他 申請書は、市ホームページに掲載しています。また、福祉課、各総合支所地域課、新城市社会福祉協議会(くらし・しごとサポートセンター)で配布します。

申請日時時点で扶養している親族の状況	非課税相当限度額	
	所得額ベース	年収額ベース
単身または扶養親族がない	38.0万円	93.0万円
1人を扶養している	82.8万円	137.8万円
2人を扶養している	110.8万円	168.0万円
3人を扶養している	138.8万円	209.7万円
4人を扶養している	166.8万円	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	135.0万円※	204.3万円※

※これを越える場合は、上記の扶養者数に応じた区分を適用します。

収入となった世帯(左表のとおり)
※①・②ともに、1人暮らしの学生など、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象となりません。
支給額 1世帯当たり10万円

子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を支給します

ID 927417970

▽こども未来課 (TEL 23・7622)

離婚などによって現在お子さんを養育しているが、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方を対象に一時金を給付します。

対象児童

◆令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)支給対象となる児童

◆令和3年9月30日時点で、高校生世代(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童

◆令和4年4月1日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)

の支給対象の児童(新生児)
支給対象者

次のいずれかに該当する方

①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった方

②令和3年9月30日に支給対象となる児童を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生世代の児童のみを養育している方

③その他これらに準ずる方(DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合など)

支給額

対象児童1人あたり最大10万円(前養育者との間で臨時特別給付金のやり取りがあった場合、その額を控除します。)

受給には申請が必要です

申請書と通帳やキャッシュカードなどの写しを提出してください。

申請期限 4月28日(木)

その他 その他書類の提出が必要な場合があります。事前に電話などでお問い合わせください。



令和4年度 市税・料金などの納期限一覧表

ID 958086679 ▷債権管理室 (TEL23 - 7679)

納期限 (口座振替日)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当課 (電話番号)
	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)	
市県民税 (普通徴収分)			全期 1期		2期		3期				4期		税務課 (23 - 7615)
固定資産税 都市計画税		全期 1期		2期					3期		4期		
軽自動車税 (種別割)		全期											
国民健康保険税 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	保険医療課 (23 - 7625)
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収分)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
上下水道料金		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	経営課 (23 - 7645)
農業集落 排水使用料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	
下水道事業受益者負担金 公共下水道事業分担金 農業集落排水事業分担金		全期 1期			2期			3期			4期		
市営住宅使用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	都市計画課 (23 - 7640)
し尿くみ取手数料		4月期 (3.4月分)		6月期 (5.6月分)		8月期 (7.8月分)		10月期 (9.10月分)		12月期 (11.12月分)		2月期 (1.2月分)	生活環境課 (23 - 7629)
保育所保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	こども 未来課 (23 - 7622)
児童クラブ 保護者負担金	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	

口座振替をご希望の方は、債権管理室または鳳来・作手各総合支所、もしくは金融機関へお問い合わせください。

口座振替のできる金融機関は、三菱UFJ銀行、愛知銀行、豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、愛知東農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局です。

**市税を納期限までに
納付できない場合は
早めの相談を**

▽債権管理室 (TEL 23・7679)

次の①～⑤に該当する事実があり、市税(※)を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収を猶予できます。

①納税者などが震災、風水害、火災その他の災害、または盗難にあつたとき

②納税者またはこれらの者と生計を一にする親族が病気、または負傷したとき

③納税者などがその事業を廃止、または休止したとき

④納税者などが、その事業につき著しい損失を受けたとき

⑤その他、右記①～④に類する事実があつたとき

※市税とは市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税です。

福祉に関する手当制度

ID 226680053 ▶福祉課 (TEL23 - 7624)

手当名	対象	支給額 (月額)
特別障害者手当	20歳以上の障がい者で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方は除きます。	27,300円 次の方はそれぞれ加算して支給されます。 ①身体1・2級の障がいを有し、IQ35以下の方は、6,850円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,050円
障害児福祉手当	20歳未満で、重複した重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方。なお、社会福祉施設などに入所している方、障害を支給事由とする年金給付を受けている方、所得が一定以上ある方は除きます。	14,850円 次の方はそれぞれ加算して支給されます。 ①身体1・2級の障がいを有しIQ35以下の方は、6,900円 ②身体1・2級の障がいの方、またはIQ35以下の方は、1,150円
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護・養育している方。なお、受給資格者および同居の親族などの前年（6月分の申請までは前々年）の所得が一定額以上ある場合は除きます。 ①身体障害者手帳1・2級程度またはIQ35以下程度の児童 ②身体障害者手帳3級（4級の一部を含む）程度またはIQ50以下程度の児童	①の児童一人につき52,400円 ②の児童一人につき34,900円
在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方 ②身体障害者手帳1・2級またはIQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級でIQ50以下の方 なお、社会福祉施設などに入所している方、病院などに継続して3カ月を超えて入院している方、所得が一定額以上ある方、特別障害者手当・障害児福祉手当などを受けている方、65歳以上で、新たに障がいとなられた②・③該当者は除きます。	①の方 15,500円 ②・③の方 6,750円
市障害者手当	①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②身体障害者手帳3級の方、療育手帳B判定の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方 ③身体障害者手帳4級の方 ④身体障害者手帳5・6級の方、療育手帳C判定の方、精神障害者保健福祉手帳3級の方 なお、社会福祉施設入所者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者は除きます。	①の方 2,800円 ②の方 2,400円 ③の方 1,200円 ④の方 1,000円



子どもに関する手当制度

ID 395855092 ▶ こども未来課 (TEL23 - 7622)

手当名	対象	要件など	支給額 (月額) など		
児童手当	日本国内に住んでいる中学校修了前 (15歳に達する日以後最初の3月31日まで) の児童 (留学中の児童を含む) を監護・養育している方	次の場合は、その要件に当てはまる方に支給 ◆施設などに児童が入所している場合は、施設の設置者 ◆両親が別居している場合は、児童と同居している親 (単身赴任などを除く) ◆父母が海外に居住の場合は、児童を養育する未成年後見人・里親・父母指定者	3歳未満児	15,000円	
			3歳以上小学校修了前	10,000円	
			第3子以降※1	15,000円	
			中学生	10,000円	
			所得制限限度額以上	5,000円	
			令和4年10月支給分から、所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されなくなります。詳しくは市ホームページまたは、広報ほのか6月号をご覧ください。		
児童扶養手当	ひとり親家庭などで18歳以下 (18歳に達する日以後最初の3月31日まで) の児童 (一定の障がいがあるときは、20歳未満) を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	◆父母が婚姻を解消した児童 ◆父または母が死亡した児童 ◆父または母が重度の障がいにある児童 ◆父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ◆父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆婚姻によらないで生まれた児童 ◆上記要件を満たしていても、次の場合、手当は支給されません ◆児童が児童入所施設等に入所または、里親に委託されている ◆日本国内に住所がない 児童扶養手当と公的年金の供給 (児童扶養手当) 公的年金などを受給していても、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の手当が受給できます。 所得制限 (児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年 (1月から9月 (県遺児手当は10月) までの申請は前々年) の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童	全額支給	一部支給
			1人	43,070円	43,060円~10,160円
			2人目	10,170円加算	10,160円~5,090円加算
			3人目以降	6,100円加算	6,090円~3,050円加算
県遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下 (18歳に達する日以後最初の3月31日まで) の児童 (18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む) を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	所得制限 (児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年 (1月から9月 (県遺児手当は10月) までの申請は前々年) の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	支給開始~		児童1人につき
			1~3年目		4,350円
			4~5年目		2,175円
			6年目~		支給対象外
市遺児手当	ひとり親家庭などで18歳以下 (18歳に達する日以後最初の3月31日まで) の児童 (18歳に達した日の属する年度の末日以後、引き続き中学校または特別支援学校の中学部に在学する児童を含む) を監護し、かつ生計同一としている父・養育者、または監護している母※2	所得制限 (児童扶養手当・県遺児手当) 受給資格者および同居の親族などの前年 (1月から9月 (県遺児手当は10月) までの申請は前々年) の所得が一定額以上の場合は、手当の全部または一部の支給を停止します。(県遺児手当は全額停止)	児童1人につき 2,000円 ※市遺児手当に所得制限はありません。		

※金額は改定することがあります。

※1 第3子以降とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の人数

※2 受給者が、同居または定期的な訪問があり、かつ定期的な生計費の補助がある異性との付き合いがある場合など、ひとり親家庭と認定しがたいと判断される場合は対象となりません。

障害者・高齢者への外出支援助成券を発行します

ID 841085184 ▷福祉課 (TEL23 - 7624) ▷高齢者支援課 (TEL23 - 7688)

交付開始 4月1日(金)

場 所 各担当窓口、各総合支所

そ の 他 令和3年度に各助成券の交付を受けた方は、残券があっても4月以降は使用できません。
また、助成券は重複しての交付はできません。

助成券名	対象	申請に必要な物	担当
障害者タクシー助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除きます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	福祉課
障害者福祉有償運送料金助成券	①身体障害者手帳1～3級の方 ②療育手帳A・B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 利用には福祉有償運送事業者との契約が必要です。 自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除きます。		
高齢者福祉タクシー助成券	満80歳以上で次のいずれかに該当する方※1 ①単身世帯の方 ②満70歳以上の高齢者のみ世帯の方※2	なし	
介護タクシー助成券	①介護保険の要介護4または5の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1～2級の体幹および下肢障害で自力歩行が困難な方 助成対象世帯が車いす対応車両を所有している方、自ら改造車を運転する方、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方、介護施設などに入所している方は除きます。	介護保険証、身体障害者手帳など対象者であることを確認できるもの	高齢者支援課
高齢者福祉有償運送料金助成券	介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方などのうち、満80歳以上で次のいずれかに該当する方※1 ①単身世帯の方 ②満70歳以上の高齢者のみ世帯の方※2 利用には福祉有償運送事業者との契約が必要です。	なし	

※1 世帯のどなたかが自家用車と運転免許証の両方を所持している場合や、介護施設などに入所している方は対象外です。

※2 身体障害者手帳・療育手帳の所持者と18歳未満の同居人は世帯員に数えません。





市営住宅、定住促進住宅の入居者募集

ID 938798488

市営住宅、定住促進住宅の申し込みは、現在空きがない住宅も入居待機者として登録ができ、申込みは随時受け付けています。

■市営住宅

次の条件を全て満たす方がお申し込みいただけます。

- ① 入居予定者に暴力団員がいない
- ② 同居しているか、同居しようとする親族がいる、または婚姻の届け出をしていない単身者
- ③ 住宅に困窮している
- ④ 条例で定めている収入基準内の世帯（例・夫婦子ども1人家族の年間総収入金額39.9万6千円未満の世帯）

■定住促進住宅

入居条件など詳しくはお問い合わせください。



▲東原住宅

■共通事項

申込 申込用紙を都市計画課または各総合支所地域課へ提出してください。申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。

- ▽都市計画課 (TEL 23・7640)
- ▽鳳来地域課 (TEL 22・9934)
- ▽作手地域課 (TEL 25・7877)

住宅情報（3月1日情報）

市営住宅名（住所）	建築年度	間取り	家賃（月額/円）	最寄の交通機関	管理戸数	空家戸数
東原住宅 （平井字東原30）	H1~2	3DK	20,900 } 44,200	Sバス、豊鉄バス 宗高バス停	70	1
上市場西住宅 （野田字上市場18-1）	S55	3DK	17,500 } 34,500	豊鉄バス 豊島口バス停	36	0
上市場東住宅 （野田字上市場26-2）	S56~58	3DK	19,500 } 39,600	豊鉄バス 大野田バス停	66	0
長篠住宅 （長篠字杉下2-1）	H1	3DK	19,800 } 38,800	豊鉄バス 長篠こども園バス停	24	3
大野住宅 （大野字広野55）	H2	3DK	19,100 } 37,600	Sバス 小野バス停	18	7
芳ヶ入住宅 （長篠字芳ヶ入25-8）	H26	2DK	19,200~37,600	豊鉄バス 長篠こども園バス停	24	0
		3DK	23,600~46,400			
草谷ハイツ※ （作手高里字下屋敷28-1）	H6	2DK	17,000	Sバス 川尻バス停	4	1

◆市営住宅の駐車場は1戸1台です。（上市場西住宅は自治会管理分を含みます）

※草谷ハイツは定住促進住宅で、駐車場は1戸2台です。



犬の飼い主の皆さんへ

ID 317366383

▷環境政策課 (TEL23 - 7690)

飼い主の方は、愛犬に狂犬病予防注射を6月末までに接種してください。

接種場所は動物病院または集合注射（下記の日程）です。

4月12日(火) 鳳来地区	4月14日(木) 作手地区	4月19日(火) 新城地区
9:10~9:15 睦平老人憩の家	9:45~9:50 小滝 松井氏宅前	8:50~9:10 庭野公民館
9:30~9:35 巢山公民館	10:00~10:05 守義バス車庫前	9:20~9:45 黒田公民館
9:45~9:50 七郷一色公民館	10:25~10:40 農協北部出張所	9:55~10:20 中宇利集落センター
10:10~10:20 阿寺公民館	10:55~11:00 下木和田バス停	10:30~10:55 富岡ふるさと会館
10:35~11:00 大野鳳来中央集会所	11:05~11:10 上木和田バス停	11:05~11:15 富岡西部集会所
11:10~11:25 井代公民館	11:25~11:30 善夫 斎藤孝子氏宅前	11:25~11:45 一鍬田公民館
12:35~12:45 湯谷温泉駅前	11:35~11:40 黒瀬 旧消防詰所	13:00~13:30 平井公民館
12:50~13:00 能登瀬公民館	11:45~11:50 西田原公会堂	13:40~13:55 富永神社会館前
13:10~13:20 名越公民館	11:55~12:00 東田原 資源回収会場	14:05~14:15 市役所東庁舎駐車場
13:35~13:45 名号消防詰所		4月20日(水) 新城・鳳来地区
13:50~14:00 三河川合駅前	12:05~12:10 岩波吉祥院	8:55~9:10 塩沢構造改善センター
14:10~14:15 池場国民運動場入口	13:20~13:30 中河内老人憩の家	9:20~9:35 吉川公民館
4月13日(水) 鳳来地区	13:35~13:40 西田原 権田理吉氏宅前	9:50~10:00 黄柳野公民館
9:05~9:15 西区コミュニティ センター本陣駐車場	13:50~14:00 中河内 権田栄一氏宅前	10:05~10:15 多田野バス停
9:25~9:35 本郷構造改善センター	4月15日(金) 鳳来・新城地区	10:20~10:30 竹ノ輪公民館
9:45~9:55 浅下集会所	9:20~9:25 源氏お寺	10:35~10:50 山吉田トレー ニングセンター
10:05~10:10 寺林公民館	9:35~9:40 恩原 三和太屋	10:55~11:10 下吉田公民館 駐車場(国道側)
10:25~10:35 門谷 旧高校寄宿舎跡地	9:50~9:55 中島田神社前	11:15~11:25 定国老人憩の家
10:40~10:55 玖老勢コミュニティプラザ	10:10~10:15 塩瀬公民館	11:30~11:40 新戸公民館
11:10~11:15 川売集会所	10:25~10:40 布里生活改善センター	11:50~11:55 蔵平公会堂
11:30~11:35 四谷 大代旧自転車置場	11:05~11:30 大海公民館	13:10~13:20 乗本公民館
11:40~11:50 連谷 消防詰所	11:40~12:00 有海公民館	13:30~13:35 大栗 消防器具庫
13:00~13:10 海老構造改善センター	13:15~13:25 須長公民館	13:45~13:50 本久集会所
13:20~13:30 須山集会所	13:35~13:50 富永川上公会堂	14:05~14:20 川路公民館
13:55~14:00 岡・大草公会堂	14:05~14:15 富沢公民館	4月21日(木) 作手地区
14:05~14:10 吉村老人憩の家	4月18日(月) 新城地区	9:10~9:15 和田公民館
14:15~14:25 鳳来総合支所	8:55~9:15 大野田公民館	9:25~9:30 見代公民館
	9:25~9:40 川田公民館駐車場	9:40~9:50 田代老人憩の家
	9:50~10:05 川田原公民館	10:05~10:10 東高松新島川橋
	10:15~10:25 市場台西公園 (資源回収会場)	10:25~10:40 鴨ヶ谷集会所 (旧消防詰所)
	10:40~10:55 野田公民館	10:45~11:05 市場集会所
	11:10~11:25 稲木公民館	11:10~11:20 須山老人憩の家
	11:35~11:45 今出平公民館	11:30~11:50 作手総合支所東側 砂利駐車場
	13:00~13:15 山公民館	12:55~13:00 相寺老人憩の家
	13:25~13:45 杉山萬福寺	13:10~13:20 川合ごみ集積所前

持ち物

愛犬手帳、通知はがき、料金

費用

予防注射のみ 1頭3,500円
新規登録と予防注射

1頭6,500円

(新規登録の方には、愛犬手帳・犬の登録鑑札を交付します)





体育功労表彰

▽生涯共育課 (TEL 23・7639)

東三河大会、愛知県大会、東海大会、全国大会、国際大会などに出場し優秀な成績を収められた選手と、長年社会体育、市民スポーツの振興に尽力され、大きな成果を挙げられた方へ贈られます。

小学生優秀選手

陸上

織田諒真 (黄柳川小学校5年)



瀧川菜風 (東郷東小学校4年)

硬式野球

河合英伸 (庭野小学校 6年)

中学生優秀選手

硬式野球

森下桜海 (八名中学校 3年)

原隆之介 (新城中学校 3年)

渡邊 昂 (八名中学校 3年)

星野翔紀 (新城中学校 3年)

弓道

加藤凛々花 (東郷中学校 2年)

金田莉奈 (東郷中学校 2年)

菅谷夏蓮 (東郷中学校 2年)



陸上

石原暖大 (千郷中学校 3年)



高嶋航太郎 (鳳来中学校 1年)



軟式野球

鈴木睦也 (鳳来中学校 3年)

澤上貫宇 (鳳来中学校 3年)



鈴木斗章 (鳳来中学校 3年)

伊藤琉之介 (鳳来中学校 3年)

鈴木颯太 (鳳来中学校 3年)

神谷瑠雅 (鳳来中学校 3年)

林 健介 (鳳来中学校 3年)

岩井祐輝 (鳳来中学校 2年)

田中琉惺 (鳳来中学校 2年)

松山紘也 (鳳来中学校 3年)

高岸久都 (鳳来中学校 3年)

村松汰一 (鳳来中学校 2年)

内藤陽彩 (鳳来中学校 2年)

高校生優秀選手

空手

小林由依菜 (新城有教館高校2年)

ソフトボール

安形恭悟 (豊川高校 3年)

手塚勇晴 (豊川高校 3年)

小林洋輝 (豊川高校 2年)

鈴木煌祐 (豊川高校 1年)

井口真念 (豊川高校 2年)

松井龍希 (豊川高校 2年)

大学生優秀選手

駅伝

武川流以名 (中央学院大学 3年)

優秀監督

内藤直美 (東郷中学校弓道部顧問)

一般役員功労・スポーツ振興功労者

植田昭吾 (ソフトボール協会 宮ノ後)

山本八重子 (バレーボール協会 宮ノ後)

伊藤隆啓 (野球協会 一鉄田)

鳥居利次 (ソフトテニス協会 豊川市)

金田志げ子 (剣道連盟 長篠)

竹川知秀 (サッカー協会敬誠塾)

伊藤 宏 (柔道会 中市場)

川口実保 (インディアカ協会 杉山)

公共施設のフリーWi-Fi

ID 276507312

▽情報政策課 (TEL 23・7612)

公共施設には、スマートフォンやパソコンなどの端末を無料でインターネットに接続できる公衆無線LAN (Wi-Fi) が整備されている施設があります。

利用できる施設

- ◆ 市役所本庁舎
- ◆ 市役所東庁舎
- ◆ 作手総合支所
- ◆ 新城図書館
- ◆ 新城文化会館
- ◆ 新城市消防署

- ◆ 新城保健センター
- ◆ 新城市クリーンセンター
- ◆ 西部公民館
- ◆ 新城まちなみ情報センター
- ◆ 設楽原歴史資料館
- ◆ つくで交流館
- ◆ 道の駅 もつくる新城
- ◆ 道の駅 つくで手作り村
- ◆ 道の駅 鳳来三河三石
- ※ 鳳来総合支所は庁舎移転のため現在利用できません。

接続方法

① スマートフォンなどの通信設定から利用したいWi-Fiネットワーク (SSID) を選択する。



② 画面に従いID、パスワードを入力する。または自分のSNSアカウントやメールでの認証をする。



※画像はイメージです。

■普通救命講習 I

開催日	場所	申込先※
5月8日(日)	消防防災センター	22 - 1119
6月5日(日)	鳳来出張所	32 - 2888
7月3日(日)	東栄分署	76 - 1911
7月17日(日)	作手出張所	37 - 2466
7月31日(日)	豊根出張所	85 - 1199
9月11日(日)	設楽分署	62 - 2119
10月23日(日)	作手出張所	37 - 2466
11月6日(日)	消防防災センター	22 - 1119
12月4日(日)	鳳来出張所	32 - 2888
12月11日(日)	東栄分署	76 - 1911
1月29日(日)	豊根出張所	85 - 1199
2月19日(日)	設楽分署	62 - 2119

■上級救命講習

開催日	場所	申込先
6月12日(日)	作手出張所	37 - 2466
8月7日(日)	東栄分署	76 - 1911
10月16日(日)	設楽分署	62 - 2119
12月18日(日)	消防防災センター	22 - 1119
2月19日(日)	鳳来出張所	32 - 2888
3月12日(日)	豊根出張所	85 - 1199

表の日程以外にも仲間同士、職場単位、行政区などで、人数がそろえば講習会を実施します。
※市外へは市外局番 (0536) が必要です。

普通・上級救命講習実施計画

■普通救命講習 I

日時 表のとおり、いずれも午前9時～正午
内容 AEDを用いた成人に対する心肺蘇生法、止血法、異物除去法
定員 20人 (設楽分署、東栄分署、鳳来出張所、作手出張所は10人) 先着順
費用 無料

■上級救命講習

日時 表のとおり、いずれも午前9時～午後5時
内容 成人、小児および乳児に対する心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去要領、止血法、感染予防、傷病者搬送法
定員 10人 (先着順)
費用 無料

▽消防署救急担当 (TEL 22・1119)